

山柔協第27-322号
平成27年9月25日

各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会 長 吉 岡 剛
(会長印省略)

全柔連公認指導者資格C指導員養成講習会の開催について(変更)
(A・B・C指導員更新講習会)

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、添付の開催要項のとおり標記講習会(11月7日(山口市)・8日(周南市))を開催しますので、貴チームの受講者を取りまとめ、貴チーム所属協会に10月13日までに、添付の申込書をメールで送信してください。(各協会は10月15日までに当協会にメール送信することになっています)

また、養成講習会と更新講習会の概要については下記のとおりですので周知方よろしくお願ひします。

なお、多くの方が、経過措置で平成25年度にC指導員に認定されていますが、その更新には、今回の講習を受講する必要があります。ただし、「実技指導」を1時間含む任意の4時間以上※ですので、是非受講ください。(※平成27年9月23日付け山柔協第27-320号との変更点です。以下同じ。)

「実技指導」とは、次の科目の内容です。

- ・11月7日8:30～ 「基本指導の基礎」
- ・11月7日9:30～ 「投げ技の基本指導」
- ・11月7日12:30～ 「固め技の基本指導」
- ・11月7日14:30～ 「救急処置法の概要」
- ・11月8日8:30～ 「体力トレーニングの基本」

(注意) A、B、C指導員の更新にあたって、11月8日(日)のみで更新を完了しようとする場合は、必ず8:30～「体力トレーニングの基本」を含め、4時間以上受講してください。

また、A・B指導員の更新についても、今年度または来年度の、このC指導員養成講習会を同様に、「実技指導」を1時間含む任意の4時間以上※受講することになりますので、よろしくお願ひします。

おって、本来の養成講習会の対象である、新規にC指導員、準指導員となる方の御指導についてもよろしくお願ひします。

また、貴チーム所属協会に同様に通知しておりますのでよろしくお願ひします。

記

- 参考資料 . . . 別添
・全柔連公認指導員資格更新について

- ・平成 27 年度からの公認柔道指導者資格の区分

<問合せ先>一般社団法人山口県柔道協会 事務局

電話 083-924-9510

E-mail : yjk@c-able.ne.jp

平成27年度山口県公認指導者資格C指導員養成講習会開催要項(変更)

1 主 催 : 公益財団法人全日本柔道連盟

2 主 管 : 一般社団法人山口県柔道協会

3 目 的

柔道指導者のさらなる脂質の向上及び指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。(C指導員位置づけ: 選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する)

★C指導員の資格取得・A、B、C指導員の資格更新・準指導員の資格取得 のための講習会

4 期日・場所等 : 詳細は別表のとおり

11月7日	: 山口県維新百年記念公園武道館 (山口市維新公園 電話083-922-2754)
11月8日	: 徳山大学811号教室 (周南市学園台 電話0834-28-0411)

5 受講条件

区分① 【C指導員の資格を取得しようとする者】4月1日現在で20歳以上かつ2段以上

区分② 【移行措置を受けた平成25年度認定A、B、C指導員で更新を受けようとする者】※

区分③ 【準指導員の資格を取得しようとする者】4月1日現在で18歳以上でかつ初段以上※※

※ C指導員の更新は、今年度の当該講習の中で4時間以上の受講が必要

A、B指導員の更新は、今回か来年度のC指導員養成講習会の中での「実技指導」(別表の※の科目)を1時間含む4時間以上の受講でも可能

※※ 準指導員は、「救急措置Ⅰ」「安全管理・指導Ⅰ」「指導者の倫理Ⅰ」を受講することで認定

6 受講料(テキスト代を含む) 当日受付で納入してください。

区分① 【C指導員の資格を取得しようとする者】 4,000円

区分② 【移行措置を受けた平成25年度認定A、B、C指導員で更新を受けようとする者】 3,000円

区分③ 【準指導員の資格を取得しようとする者】 3,000円

7 申し込み

申し込みは各市等柔道協会に行い、各市等柔道協会は別紙様式にとりまとめ、平成27年10月15日(水)までに、(一社)山口県柔道協会にメールで申し込んでください。

メールアドレス yjk@c-able.ne.jp

8 問合せ先

(一社)山口県柔道協会 事務局 (電話 083-924-9510)

9 その他

筆記用具を持参してください。

弁当等昼食の斡旋は行いませんので各自対応してください。

「実技指導」の受講にあたっては、内容に応じてトレーニングウェア、柔道衣を用意ください。

11月8日の徳山大学での受講にあたっては、他の利用者の迷惑にならないよう静かに移動等してください。

11月8日の徳山大学での受講にあたっては、できるだけ乗り合わせ、例えば、徳山大学柔道場(同市孝田町)の駐車場から乗り合わせて、徳山大学の本館の山側の大駐車場を利用するようにしてください。

別表

期 日	平成27年11月7日(土)～11月8日(日)				
場 所	11月7日：山口県維新百年記念公園武道館 (山口市維新公園 電話083-922-2754) 11月8日：徳山大学811号教室 (周南市学園台 電話0834-28-0411)				
受付:両日とも 7:50～8:25					
日 程	時間数	科目No.	科目	内容	講師名
11/7 8:30～ 9:25	1	Ⅱ-1-(1)	※基本指導Ⅰ	(1)基本指導の基礎	赤尾信行
11/7 9:30～10:25	1	Ⅱ-1-(2)	※基本指導Ⅰ	(2)投げ技の基本指導	赤尾信行
11/7 10:30～11:30	1	I-5	マネジメントⅠ	指導組織のマネジメント	山中博滋
11/7 12:30～13:25	1	Ⅱ-1-(3)	※基本指導Ⅰ	(3)固め技の基本指導	砂川利和
11/7 13:30～14:25	1	<u>I-1</u>	<u>柔道論Ⅰ</u>	<u>柔道の特性</u>	<u>正司直樹</u>
11/7 14:30～16:30	2	Ⅱ-3	※救急処置Ⅰ	救急処置法の概要	日赤から講師
11/8 8:30～ 9:25	<u>1</u>	<u>Ⅱ-2</u>	<u>※体カトレーニング</u>	<u>体カトレーニングの基本</u>	安部文夫
11/8 9:30～11:30	2	I-2	安全管理・指導Ⅰ	柔道の安全管理・安全指導の基本	岩本 敏
11/8 12:30～13:25	1	I-4	柔道の科学Ⅰ	発育発達段階に応じた柔道指導	田中賢治
11/8 13:30～14:2	1	I-3	指導者の倫理Ⅰ	柔道指導者の心構え(暴力行為等の根絶, 礼節の社会的意義)	山本敦士
11/8 15:30～16:25	C指導員養成検定試験 (区分①のみ対象)				安部文夫 正司直樹

区分

- ①:【C指導員の資格を取得しようとする者】原則、両日の受講と 検定試験等
 ②:【移行措置を受けた平成25年度認定A、B、C指導員で更新を受けようとする者】
「実技指導」(上記表の※)を1時間含む任意の4時間以上受講
 ③:【準指導員の資格を取得しようとする者】
 11/7「救急措置Ⅰ」(11/7)「安全管理・指導Ⅰ」「指導者の倫理Ⅰ」(11/8)を受講

全柔連公認指導員資格更新について(2015.9.23)

1 平成25年度(山口県の書証H25.4/1付)認定者

◎有効期間中の合計ポイントが必須ポイントに達することが更新条件となる。

	A指導員	B指導員	C指導員
H27年度実施C養成講習会 * 1	△1	△1	○(必須)
H28年度実施C養成講習会 * 2	△1	△1	

△1 A, B指導員の更新はH27もしくはH28実施のC指導員養成講習会の任意の4時間を受講しなければならない。

○ C指導員はH27年度実施のC指導員養成講習会の任意の4時間を受講しなければならない。

* 1 H27年度のC指導員養成講習会はH27・11/7(土)8(日)に実施する。

* 2 H28年度のC指導員養成講習会の実施日時は来年度決定する。

2 平成26年度認定者 該当なし(平成25年度に養成講習会未実施のため)

3 平成27年度(山口県の書証H27.4/1付)認定者 (平成26年度に指導者養成講習会をすべて受講し合格した者)

◎有効期間中の合計ポイントが必須ポイントに達することが更新条件となる。

	A指導員	B指導員	C指導員	準指導員
H28年度実施養成講習会	△2	△3	△4	△5
H29年度実施養成講習会	△2	△3	△4	△5
H30年度実施養成講習会	△2	△3	△4	
H31年度実施養成講習会	△2	△3	△4	

△2 A指導員はH31年度末までにA,B,Cいずれかの指導員養成講習会等において10ポイント取得が必須。

△3 B指導員はH31年度末までにB,Cいずれかの指導員養成講習会等において10ポイント取得が必須。

△4 C指導員はH31年度末までにC指導員養成講習会等において6ポイント取得が必須。

△5 準指導員はH29年度末までにC指導員養成講習会等において2ポイント取得が必須。

ポイントについて

- ・講義(60分)1回=1ポイント
- ・審判講習会、形講習会等は1つの講習会で1ポイント

◆H27 年度からの公認柔道指導者資格の区分

区分		A	B	C	準指導員
資質		指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者	選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者	選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者	アシスタントとして指導者のサポートを行う
受講条件	年齢等	受講年度の4月1日現在で満20歳以上、かつ全柔連登録会員であること			受講年度の4月1日現在で満18歳以上、かつ全柔連登録会員であること
	段位	3段以上		2段以上 (H26年度受講から)	初段以上
	指導経験	指導経験8年以上＊	指導経験2年以上＊	－	－
	推薦	都道府県資格審査委員会からの推薦	－	－	所属登録団体の指導者(A～C資格保有者)からの推薦
大会等資格		●国内外指導者向け講習会の講師 ●全柔連またはその加盟・構成団体が主催する大会における監督	●全柔連またはその加盟・構成団体が主催する大会における監督	●都道府県大会の監督 ●A・B指導員の下で地区大会以上のコーチ	●A～C指導員の下で都道府県大会のコーチ ●A～B指導員の下で地区大会のコーチ
取得方法		●全国10地区で養成講習を受講し検定試験及びレポート課題に合格すること ●認定に必要な講習時間:集合講習 40時間＋その他課題等 20時間	●各都道府県開催の養成講習を受講し検定試験及びレポート課題に合格すること ●集合講習 18時間＋その他課題等6時間	●各都道府県開催の養成講習を受講し検定試験及びレポート課題に合格すること ●集合講習 12時間＋その他課題等4時間	●C指導員養成講習会の「柔道指導者の心構え・倫理観」「柔道の安全指導」「救急処置法」を受講(5時間)を受講すること
任期		取得した翌年の4月1日より4年間			取得した翌年の4月1日より2年間
他資格との連携		養成講習修了により日体協コーチ資格の専門科目を免除	BとCの両方の講習を修了することで日体協指導員資格の専門科目を免除 (移行措置での資格取得者はBのみで可)		なし
更新方法		●H26年度発行資格までは期限内に指定の更新講習を受講すること ●H27年度発行資格からは期限内に規定の講習ポイントを獲得すること			C指導員養成講習会の「救急処置法」2時間の受講
問い合わせ		全日本柔道連盟	都道府県柔道連盟(協会)		都道府県柔道連盟(協会)

* 「指導経験」はC指導員資格取得後に年30時間以上の指導実績がある年の合計